

鳴門教育大学学生宿舎規則

平成16年 4月 1日

規則第 28 号

改正 平成17年3月14日規則第24号
平成21年3月11日規則第 3号
平成22年3月24日規則第15号
平成23年3月31日規則第 8号
平成26年3月24日規則第12号
平成29年3月 8日規則第12号
平成30年9月26日規則第 4号
平成31年3月13日規則第13号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第87条第2項の規定に基づき、学生宿舎について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生宿舎は、学生等の勉学のための生活環境を提供することを目的とする。

第2章 入居資格及び収容定員

(入居資格)

第3条 単身用学生宿舎に入居することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生
- (3) 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び教員研修留学生

2 世帯用学生宿舎に入居することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院学生で親族を伴う者
- (2) 大学院学生で現職教員である者
- (3) 外国人留学生
- (4) その他学長が必要と認めた者

(収容対象及び収容定員)

第4条 学生宿舎の収容対象及び収容定員は、次のとおりとする。

学生宿舎の名称	収 容 対 象	収 容 定 員
単身用学生宿舎	単身の学部学生及び大学院学生等	400人
世帯用学生宿舎	親族を伴う大学院学生等	80人

第3章 管理運営

(管理運営)

第5条 学生宿舎の管理運営は、学長が統括する。

2 学生宿舎に関する重要事項は、学生支援委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

第4章 入居

（入居願）

第6条 学生宿舎に入居を希望する者は、別記様式第1号の学生宿舎入居願及び学長が別に定める書類を提出しなければならない。

（入居選考及び許可）

第7条 入居選考は、別に定めるものとし、入居許可は、学長が行う。

（入居許可期間）

第8条 入居許可期間は、1年とする。ただし、年度の中途において入居を許可した者については、許可した日の属する年度の末日までとする。

（入居手続）

第9条 入居を許可された者は、学長が別に定める期間内に所定の手続を経て入居しなければならない。

（入居許可の取消し）

第10条 学長は、入居を許可した者が、前条に規定する入居手続期間内に手続を怠り、若しくは入居せず、又は願出が虚偽の事実に基づくこと等が判明したときは、入居の許可を取り消すことがある。

第5章 寄宿料及び経費負担

（寄宿料）

第11条 寄宿料の額及び徴収方法は、国立大学法人鳴門教育大学授業料その他費用に関する規程（平成16年規程第33号）の定めるところによる。

2 寄宿料は、毎月20日（その日が休業日となるときは、その前日とする。）までに、その月分を納付しなければならない。

3 8月分及び3月分の寄宿料は、前項の規定にかかわらず、それぞれ前月の20日（その日が休業日となるときは、その前日とする。）までに、前月分とともに納付しなければならない。

4 4月分に係る寄宿料は、第2項の規定にかかわらず、学長が別に定める日までに納付しなければならない。

5 前3項の規定にかかわらず、学生から寄宿料の納付に関して申し出があったときは、当該年度内に納付すべき額の総額の範囲内で、その申し出に係る額（2か月以上の額に限る。）を納付することができる。

6 入居又は退去の日が月の中途となる場合であっても、寄宿料は、1か月分を納付しなければならない。

（寄宿料免除）

第12条 風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、別に定めるところにより寄宿料を免除することができる。

（経費負担）

第13条 入居者の私生活に要する経費は、次のとおり入居者が負担するものとする。

単身用学生宿舎 別表に定める経費
世帯用学生宿舎 居室内の光熱水料等の経費

2 前項の経費を納付すべき日及び方法等について必要な事項は、学長が別に定める。

第6章 施設保全等

(施設保全)

第14条 入居者は、学生宿舎の施設設備及び物品の保全に注意し、火災その他の災害の防止に努め、居室以外では喫煙しないこととし、保健衛生に配慮するとともに、管理運営上の必要から行う学長の指示に従い、積極的に協力しなければならない。

(遵守事項)

第15条 入居者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居室に入居者以外の者を宿泊させないこと。
- (2) 居室を居室以外の目的に使用し、又は他人に使用させないこと。
- (3) 施設、設備に工作を加えないこと。
- (4) 許可なく掲示、貼紙等を行わないこと。

(損害賠償)

第16条 入居者が、故意又は過失により施設設備又は備品を汚損、損傷又は滅失させたときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

第7章 退去

(退去手続)

第17条 入居許可期間内に退去しようとするときは、あらかじめ別記様式第2号の学生宿舎退去願を提出し、学長の承認を受けなければならない。

(退去処分)

第18条 学長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、速やかに退去を命ずるものとする。

- (1) 学生の身分を失ったとき。
- (2) 入居許可期間を経過したとき、又は第10条の規定により入居の許可を取り消されたとき。
- (3) 寄宿料その他の経費の納付を3か月以上怠ったとき。

第19条 学長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、退去を命ずることができる。

- (1) 疾病その他の事由により保健衛生上共同生活に適さないと認めるとき。
- (2) 学生宿舎の風紀又は秩序を乱す行為があったとき。
- (3) 休学を命ぜられ、又は停学処分を受けたとき。
- (4) 正当な理由がなく居住を常としなくなったとき。
- (5) 入居を願い出た事項に変更が生じ、入居していることが不相当と認められるとき。
- (6) この規則その他本学の規則に違反し、又は学生宿舎の管理運営に著しく支障を来す行為があったとき。

(退去時点検)

第20条 退去する者は、退去に際し、居室に関する設備、備品等について学長が指定する者の点検を受けなければならない。

第8章 雑則

(事務)

第21条 学生宿舎に関する事務は、教務部学生課において処理する。

(細則)

第22条 この規則に定めるもののほか、学生宿舎の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

区 分	入 居 者 が 負 担 す べ き 経 費
消 耗 品	私生活のために必要な食器類，居室の清掃用品，その他の消耗品の費用

区分 室名等	電 気 料		水 道 料		燃 料 費	
	大学負担	寮生負担	大学負担	寮生負担	大学負担	寮生負担
玄関・ホール	○					
廊下・階段	○					
管 理 室	○		○			
居 室		○				
談 話 室		○				
補 食 室		○		○		○
洗 面 ・ 洗 濯 室		○		○		
浴 室 (ボイラー室を含む)		○		○		○
便 所		○		○		
(基本料金)	○		○			

別記様式第1号 (第6条関係)

学 生 宿 舎 入 居 願

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属

学 籍 番 号

(新入生は受験番号)

氏 名

年 月 日生

(TEL)

下記のとおり ^{単身用} 学生宿舎に入居したいので、許可くださるようお願いします。
_{世帯用}

記

- 1 入居期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 同居者 (世帯用学生宿舎の入居希望者のみ)

氏 名	性別	年齢	続柄	勤務先又は在学校名, 学年等

- (注) 1 氏名は、必ず本人が自署すること。
2 世帯用学生宿舎に入居を希望する者は、同居者との続柄を公的に証明する書類 (住民票等) を添付のこと。
3 同居者に異動があった場合は、入居許可を取り消す場合がある。

備考 規格は、A4とする。

別記様式第2号（第17条関係）

学 生 宿 舎 退 去 願

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属
学 籍 番 号
氏 名

年 月 日生

下記により学生宿舎を退去したいので、承認くださるようお願いします。

記

宿 舎 区 分	単身用・世帯用	宿 舎 番 号	
退 去 理 由			
退去希望年月日	年 月 日		
点検希望年月日	年 月 日 時		
退去後の連絡先	〒 TEL		

（注）氏名は、必ず本人が自署すること。

備考 規格は、A4とする。